

---

第2回江府町議会3月定例会会議録（第3日）

令和4年3月25日（金曜日）

---

議事日程

- 日程第1 議案第5号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第7号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第8号 江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第9号 江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 江府町消防団条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第8 議案第13号 江府町営駐車場に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第14号 旧米原分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第29号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第11 議案第30号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第31号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第32号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第33号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第34号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第35号 令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第36号 令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第37号 令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第38号 令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）

(追加提出議案)

日程第20 議案第39号 江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第21 議案第40号 江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について

日程第22 議案第41号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第13号)

日程第23 委員長報告 1. 江府町議会予算特別委員会審議報告

(1) 一般会計予算特別委員会(付託審議 議案第15号)

(2) 特別会計予算特別委員会付託審議 議案第16号から  
議案第28号まで13件

2. 陳情書等の審査報告

陳情第1号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

(教育民生常任委員会)

陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(総務経済常任委員会)

日程第24 発議第1号 保育所等の最低基準(職員配置・面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書提出について

日程第25 発議第2号 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について

日程第26 議会改革調査特別委員会の設置について

日程第27 議会改革調査特別委員長・副委員長互選結果の報告について

日程第28 閉会中継続調査について(議会運営委員会)

日程第29 閉会中継続調査について(広報公聴常任委員会)

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(9名)

1番 加藤周二

2番 芦立喜男

3番 森田哲也

4番 川 端 登志一      5番 阿 部 朝 親      6番 三 輪 英 男  
7番 長 岡 邦 一      8番 川 端 雄 勇      9番 三 好 晋 也

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 松 井 英 樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	白 石 祐 治	副町長 .....	八 幡 徳 弘
教育長 .....	富 田 敦 司	総務総括課長 .....	池 田 健 一
住民課長 .....	松 原 順 二	産業建設課長 .....	末 次 義 晃
教育課長 .....	加 藤 邦 樹	福祉保健課長 .....	生 田 志 保
会計管理者 .....	藤 原 靖	学事担当課長 .....	景 山 敬 文

---

午前10時00分開議

○議長（三好 晋也君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

ただいまより、令和4年第2回江府町議会3月定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明、質疑は終わっております。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

---

日程第1 議案第5号 から 日程第6 議案第11号

○議長（三好 晋也君） 日程第1、議案第5号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第11号、江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一

部改正についてまで、以上、6議案を一括議題とします。

日程第1、議案第5号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。  
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第7号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。  
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第8号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。  
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第9号、江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正について。  
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第10号、江府町消防団条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第11号、江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第7 議案第12号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第7、議案第12号、町道路線の認定についてを議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第 8 議案第 1 3 号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第 8、議案第 1 3 号、江府町営駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 0 4 分休憩

---

午前 1 0 時 0 4 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 0 5 分休憩

---

午前 1 0 時 0 5 分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

---

日程第 9 議案第 1 4 号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第 9、議案第 1 4 号、旧米原分校に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第10 議案第29号 から 日程第19 議案第38号

○議長（三好 晋也君） 日程第10、議案第29号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）から、日程第19、議案第38号、令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）まで、以上10議案を一括議題とします。

日程第10、議案第29号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）。  
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第30号、令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第31号、令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 1 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 3、議案第 3 2 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 2 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 4、議案第 3 3 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 3 号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 5、議案第 3 4 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 1 6、議案第 3 5 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の討論に入ります。



〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第36号、令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第37号、令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第38号、令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 2 0 議案第 3 9 号

○議長（三好 晋也君） これより、追加提出議案です。

日程第 2 0、議案第 3 9 号、江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今、ご上程いただきました議案について説明させていただきます。

議案第 3 9 号でございます。江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。本案は、老朽化した江府町特産品等流通販売施設の解体撤去に伴い、条例を廃止するものでございます。地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますのでご審議ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

続きまして、担当より議案の詳細説明を求めます。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案綴りのほう 1 枚おはぐりいただければと思います。江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例でございます。通称エーデルワイスで奥大山スキー場の道を挟んだ反対側にあります、通称エーデルワイスと言われておった施設のことでございます。江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例、平成 3 年 6 月 2 1 日、条例第 2 1 号は廃止する。附則といたしましてこの条例は、公布の日から施行するでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第 2 0、議案第 3 9 号、江府町特産品等流通販売施設の設置及び管理に関する条例の廃止について。

議案第 3 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号、本案は、原案とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第21 議案第40号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第21、議案第40号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、三輪英男君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第40号でございます。江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、みちくさ工房代表 三輪典子を江府町農家労働軽減支援施設の指定管理者に定めるものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

続いて、担当より議案の詳細説明を求めます。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。それでは、議案綴りを1枚おはぐりいただけますでしょうか。江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者を次のように指定する。1番、

施設の名称、江府町農家労働軽減支援施設。2、施設の所在地、江府町大字久連7番地1。指定管理者となる団体の名称、みちくさ工房 代表 三輪典子。4、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年間でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第21、議案第40号、江府町農家労働軽減支援施設に係る指定管理者の指定について。議案第40号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第22 議案第41号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第22、議案第41号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第41号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号）でございます。本案は、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ59万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,6

57万3,000円とするものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明をさせますので、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。続きまして、担当より議案の詳細説明を求めます。

八幡副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 一般会計の補正予算についてご説明を申し上げます。説明は、江府町議会本会議資料追加提案と書いた別冊をご参照ください。先程、ご承認いただきました第12号の補正予算を編成したのちの事情によりまして、どうしても補正予算をもう一度お願いしなければいけない案件について追加提案をさせていただきました。1ページをお願いいたします。歳出の要素としてはふたつございます。一つは、除雪経費でございます。今年の冬は大変厳しい冬でございまして、たぶん大丈夫だろうと思って補正予算を多めにしたんですけども、まだ足りなかったということでございまして、資料の真ん中どころ道路維持費の一番下に書いてありますけれども、除雪委託料これを実績はもうちょっと少ないんですけど、もう支払いが、枠が足りなくてはいけませんので、ちょっと丸いところで1,000万円上積みをさせていただきました。そのほか関係する経費に増減ございましたが、予備費を見ていただきますと860万余り減額をしております。一般財源の所要額としては、足したり引いたりを合わせまして863万6,000円を追加させていただきたいというお願いでございます。それからもう一つの要素は、この歳出の表の一番上に書いております、マイナンバーカード交付事業負担金ということでございます。全国共通の事業としてマイナンバーカードが動いておりまして、その所要経費をある一定の基準に基づきまして全国の自治体が按分して負担をしております。マイナンバーカードの取得が増えていますので全体の経費が増えました。その追加を求められたということでございます。年度末間際になって追加が参りましたので今回お願いするものでございます。ただし、これについては歳入の部分書いておりますけれども同額が国庫から交付されるということでございますので、一般財源としての負担は生じないということになっております。歳入歳出予算に加えまして、下のほうに繰越明許費補正を一つ上げさせていただいております。これは、クラウドファンディングを活用いたしまして、大事な大事な七色ガシの保存事業、年度内に執行する見通しで予算計上をしたところ物価の高騰あるいは海外のあいったものも影響したのかもしれませんが、なかなか経済状況の変動が激しくて、どうしても年度内に事業の執行を完了しないという見通しが立ったものでございますので、間際になって誠に申し訳ないのですけれども、この際、繰越明許とい

うことで追加のご提案をさせていただいて年度を一部繰り越して執行させていただきたいという  
お願いをしております。年度を繰り越して使用したい額はその表に掲げております155万6,0  
00円でございます。説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第22、議案第41号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号）。  
議案第41号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしまし  
た。

---

### 日程第23 委員長報告

○議長（三好 晋也君） 会期中の議案の審議を付託した各予算特別委員会から、本日議長へ14  
件の報告書が提出され、これを受理いたしました。

日程第23、委員長報告、一般会計予算特別委員会付託審議、議案第15号。特別会計予算特  
別委員会、付託審議、議案第16号から議案第28号までの13件を議題とします。

各委員会から、順次報告書の説明を求めます。

一般会計予算特別委員会委員長、阿部朝親君。

○江府町一般会計予算特別委員会委員長（阿部 朝親君） 失礼をいたします。

---

### 報 告 書

1. 事 件 名 (1) 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
2. 事件の内容 予算審議
3. 審議の経過 令和4年3月7日、第2回江府町議会3月定例会（第1日）において付託さ

れた上記予算について、令和4年3月9日、10日、14日委員会を開催して審議した。

4. 決定及びその理由 本件について可とする。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり付託された1議案を可とする旨決定したので報告する。

令和4年3月25日

江府町議会一般会計予算特別委員会

委員長 阿部 朝親

江府町議会議長 三好 晋也 様

——おはぐりいただきまして、参考意見といたしまして掲げていますのでご覧をいただきたいと思ひます。

#### 一般会計予算特別委員会参考意見

令和4年度の一般会計予算は、40億2,000万円で、前年度比109.2%金額にして3億3,700万円の増額となっている。

主な事業としては、佐川地区の住宅等整備事業や旧本庁舎等解体事業、義務教育学校「奥大山江府学園」の開校等があげられる。さらに、誰一人とり残さない、SDGsを基本理念としたDX構想の事業展開も始められ、本町の将来を左右する重要な事業が、実施される年度である。起債残高は、普通会計で45億5,500万円、特別会計、公営企業会計と合わせ74億9,300万円となるが、これらの財源を利用し、これまでに充実させてきた光ファイバーなどの公共資源を有効に活用した事業展開に努められたい。

総務課

- (1) DX推進事業は、これから本町の多方面で、住民サービスの向上に関わってくる事業である。誰一人とり残さない事業推進が重要であり、大きな期待をするものである。迅速で着実な実行に努められたい。
- (2) 消防団の存在は、過疎化・高齢化が進む本町においては非常に重要である。団員の確保には、特段の配慮が必要と考える。
- (3) 旧庁舎等解体事業は、速やかに推進され、跡地利用については、今後の本町の住民確保に大きく貢献すると考える。早期の事業実施に努力されたい。

(4) ふるさと納税については、昨年から飛躍的な伸びを示し、財源の乏しい本町には、今後大きな期待と希望を寄せるものである。今年度から職員体制をより充実された。企業版ふるさと納税の開発など工夫を重ねられ、さらなる増額を図るとともに、幅広い活用と地元産品の推奨も併せて、促進されるよう努められたい。

#### 住民生活課

(1) 移住促進住宅整備事業は、これからの本町にとって過疎化解消に向けて大いに期待をする事業である。ついては、移住者の増加のみならず、町民全体にとって生活環境の向上につながるように研究、努力されたい。

(2) 小さな拠点事業の推進は、人口減少が進む本町にとっては重要であるが、拠点地区と山間地域とに格差が出来ないように、より利用しやすい公共交通の在り方をさらに検討されたい。

#### 産業建設課

(1) 商品開発事業は、本町の産業振興に向け、大変期待されるものである。さらなる研究開発により商品化を目指して頂きたい。

(2) スマート農業促進事業など、新規事業が組まれており、農業振興に期待が持てるようになってきたが、農業の現状はまだ厳しいものがある。本町の主産業である農業振興にさらなる努力をされたい。

(3) 集落営農体制が徐々に整いつつあるが、今後も引き続き組織設立が促進するよう、しっかりとした指導体制の確立に努められたい。

(4) 特定地域づくり事業組合の立ち上げに向けてスタートが切られ、本町の雇用機会の確保が期待できる。しっかりとした研究のもと、早期の設立に向け一層努力されたい。

(5) 現在、大きな注目をされている木谷沢溪流を中心とした、奥大山地区の観光開発事業が富良野自然塾をはじめ事業展開されるようになってきた。今後の奥大山観光事業が大きく発展するよう努められたい。

#### 教育委員会

(1) 魅力あるまちづくりには、ふるさと教育は大切である。また、江府町に関心と魅力を感じさせる教育は、担い手育成の基本であり、本町において、ふるさと教育の充実は、最重要課題の一つと考える。さらに、ウクライナに侵攻したロシアの非人道的暴挙に対し、今、世界的に人権の意識が高まっている。本町においても一人一人の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、より一層の人権教育の向上に努められたい。

(2) 学校通信技術整備事業の充実は、現代教育の基本であり、ICT環境の充実により、ライ



ブラリー授業の活用など、へき地環境の是正を図り、本町児童・生徒の教育環境の向上を図られるよう、さらなる努力を求めたい。

(3) 保育園については、施設の老朽化や危険地域の環境など、早期の移転が言われていたが、新年度に検討委員会を立ち上げることになった。については、早期の移転と、希望の持てる保育園建設に向けて検討されたい。

.....  
以上でございます。

○議長（三好 晋也君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

付託議案1件、江府町一般会計予算特別委員会は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、特別会計予算特別委員会委員長、川端登志一君。

○江府町特別会計予算特別委員会委員長（川端登志一君） 失礼をいたします。

.....  
報 告 書

1、事件名

- (1) 令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- (2) 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- (3) 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- (4) 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算
- (5) 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- (6) 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- (7) 令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算

- (8) 令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- (9) 令和4年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- (10) 令和4年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- (11) 令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- (12) 令和4年度江府町簡易水道事業会計予算
- (13) 令和4年度江府町下水道等事業会計予算

2、事件の内容 予算審議

3、審議の経過 令和4年3月7日、第2回江府町議会3月定例会(第1日)において付託された前記13件の予算について、令和4年3月15日に委員会を開催して審議した。

4、決定及びその理由 いずれの事件についても可とする。

5、少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり原案を可とする旨決定したので報告する。

令和4年3月25日

江府町議会特別会計予算特別委員会

委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也様

特別会計予算特別委員会参考意見

・住宅新築資金等貸付事業特別会計

滞納者が4名に減少し、滞納金も約900万円から約370万円と大幅に減少している。このことは関係者の不断の努力の結果である。引続き徴収事務に務められたい。

・国民健康保険特別会計(事業勘定)

一般被保険者医療給付費分が増加傾向にある。県への納付金の支払いの為の財源として基金の取り崩しが見込まれる。健康診断の充実等により医療費抑制対策をさらに進められたい。

・国民健康保険特別会計(施設勘定)

江尾診療所と日野病院が関係を取り、日野郡として医療を進められたい。今後に於いて武地医師の後継や所内職員の働き方改革が急務である。歯科については、待ち時間が課題であったが、現在は改善傾向にあり重ねて努力されたい。

・介護保険事業特別会計(保険事業勘定)

安心ホットライン事業と命を守るスマホは別なものと思われるが、今後統一できるように進められたい。介護予防普及啓発事業等により、要支援・要介護状態になることを未然に防止できるように一層努力をされたい。

・介護老人保健施設特別会計

LED照明改修工事や備品の更新充実に向け相当額の予算を計上して進めている。施設の快適性・安全性の向上や長寿命化を期待する。一方で入所希望者が長期間待機する状況が続いている。早急に受け入れ態勢の改善をされたい。

・簡易水道事業会計

現在、漏水等のため有収水率が65%となっている。各施設で有収水率を調査し、要因を確定するなど給水効率の向上に努められたい。また、深山口地区水源改良事業については、事業内容等を再検討の上、費用の削減について努力されたい。

・下水道等事業会計

操作盤の劣化が進行している。不具合箇所も多数あり、今後の運営に不安が生じる。早期の改善対応を望む。下水道への接続並びに合併浄化槽の設置についても進捗率を上げるため一層の努力をされたい。

.....  
以上です。

○議長（三好 晋也君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本委員会の付託議案13件は、いずれも原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情書等の審査を付託した委員会の審査報告を議題とします。

審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、阿部朝親君。

○教育民生常任委員会委員長（阿部 朝親君）

.....  
陳情書等の審査報告

審査の結果

1、採択とすべきもの

(1) 件名（陳情第1号）

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

(2) 理由 コロナ禍が続く中、問題視されていた保育所の最低基準等の改善が、より必要性を増してきた。特に、「密」を避ける保育など職場環境は厳しくなり、職員の精神的・肉体的な負担は多く、保育士不足に拍車をかけている。さらに、保育士などの賃上げも決定された。保育所の施設・職員配置基準の改善とともに、保育士の賃上げは、保護者・職員・地域住民の期待するところと考える。したがって、今こそ国が責任をもって改善することを求めるものである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年3月25日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

.....  
○議長（三好 晋也君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

続いて、総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君） 失礼します。

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、趣旨採択とすべきもの

(1) 件名 (陳情第2号)

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(2) 理由 中小企業が最低賃金を引き上げることに對して、政府に支援策拡充を求めることは賛成である。さらに、労働者において時給の高きことは歓迎すべきことである。しかしながら、こたびの必要最低生計費実現は、地方においては現実的ではなく、むしろ立場の弱い非正規労働者の正規雇用を訴えるなど、労働環境の改善を優先すべきと考える。従って今陳情に対しては、上記の結果とするものである。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和4年3月25日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好 晋也 様

.....

以上です。

○議長（三好 晋也君） これより、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり決しました。

---

日程第 2 4 発議第 1 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 2 4、発議第 1 号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、阿部朝親君。

○議員（5 番 阿部 朝親君） 失礼します。

---

発議第 1 号

令和 4 年 3 月 2 5 日

江府町議会議長 三好晋也 様

提出者 江府町議会議員 阿部朝親

賛成者 江府町議会議員 森田哲也

賛成者 江府町議会議員 川端雄勇

賛成者 江府町議会議員 加藤周二

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の

抜本的な改善を求める意見書提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 9 条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 陳情第 1 号、保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書を採択したことにより意見書を提出する

（意見書提出先） 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、  
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、衆議院議長、参議院議長

---

—おはぐりいただきまして、

---

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の

## 抜本的な改善を求める意見書（案）

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけている。

岸田政権が分配戦略の柱に掲げる保育士などに、来年2月から3%程度（9,000円）の賃上げを決定したが、貧しい保育士配置のなかで、わずかな賃上げでは処遇改善には程遠いと言わざるを得ない。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されているが、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も放置されているのは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

1、国は保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

鳥取県日野郡江府町議会

.....  
以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 発議第1号の質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第25 発議第2号

○議長（三好 晋也君） 日程第25、発議第2号、令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、三輪英男君。

○議員（6番 三輪 英男君）

.....  
発議第2号

令和4年3月25日

江府町議会議長 三好晋也 様

提出者 江府町議会議員 三輪英男

賛成者 江府町議会議員 川端雄勇

賛成者 江府町議会議員 阿部朝親

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による意見書を、別紙により提出したので、江府町議会会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由）

令和4年度農林水産省予算に係る米政策においては、主食用米の需給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことが予定されている。しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しや厳格化などにより、主食用米の需給のみならず、飼料用米や大豆、そ



ば、麦などといった転換作物の需給にも影響し、営農計画や地域の農業振興・再生計画の変更が迫られ、農業所得の減少等も懸念される。

このことは、結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも悪影響を及ぼし、耕作放棄地の増大に繋がり、食料の安定供給そのものをも脅かしかねない。

よって、「水田活用の直接支払交付金」交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえたうえで、主食用米の需給安定を図り、多面的機能を有する農地を守るための制度運用と財政的な支援を強く要望するため。

(意見書提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

—続きまして、

#### 令和4年度水田活用の直接支払交付金に関する意見書(案)

令和4年度農林水産省予算に係る米政策においては、主食用米の需給安定を図るため、戦略作物助成や産地交付金などの支援を行うことが予定されている。しかし、水田活用の直接支払交付金の適用ルールの見直しや厳格化などにより、主食用米の需給のみならず、飼料用米や大豆、そば、麦などといった転換作物の需給にも影響し、営農計画や地域の農業振興・再生計画の変更が迫られ、農業所得の減少等も懸念される。

このことは、結果的に離農を助長し、農家戸数の減少を招き、農地集積などにも悪影響を及ぼし、耕作放棄地の増大に繋がり、食料の安定供給そのものをも脅かしかねない。また、基幹産業である農業の衰退は、地域そのものの崩壊に繋がるとの大きな危機感を抱くものである。

については、「水田活用の直接支払交付金」交付対象水田の見直しに関して、地域の実情を十分に考慮し、生産現場の意見も踏まえたうえで、主食用米の需給安定を図り、多面的機能を有する農地を守るための制度運用と財政的な支援を強く要望する。

#### 記

1. 湛水設備(畦畔等)を有し、用水供給設備を有している農地に関しては、令和8年度までに水張りが行われなくとも交付対象水田とすること。
2. 戦略作物等の本作化に向け取り組んだために交付対象水田とならなかった農地及び水田活用の直接支払交付金の適用ルール厳格化により除外された農地に関しては、別途、財政的支援を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（三好 晋也君） 発議第2号の質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第2号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第26 議会改革調査特別委員会の設置について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第26、議会改革調査特別委員会の設置についてを議題とします。

おはかりいたします。

議長発議として、9人全員で構成する「議会改革調査特別委員会」を設置し、任期満了まで閉会中の継続調査を含め、議会改革に関する調査・研究を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって9人全員で構成する議会改革調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

おはかりします。

ただ今設置された議会改革調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって議長において指名します。議会改革調査特

別委員に、9人全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よってただ今指名したとおり選任することに決定いたしました。

---

日程第27 議会改革調査特別委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（三好 晋也君） 日程第27、議会改革調査特別委員長・副委員長の互選結果の報告についてを行います。

それでは、議会改革調査特別委員長及び副委員長互選のため、休憩中に委員会をお開きいただき、議長まで報告をいただきたい。

暫時この場で休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

議会改革調査特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

議会改革調査特別委員会委員長、阿部朝親君、副委員長、川端登志一君の以上であります。

今後の議会会期中において必要により報告を求めます。

---

日程第28 閉会中継続調査について（議会運営委員会）から

日程第29 閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）

○議長（三好 晋也君） 日程第28、閉会中継続調査について（議会運営委員会）から日程第29、閉会中継続調査について（広報公聴常任委員会）まで計2件を一括議題とします。

議会運営委員会、広報公聴常任委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

おはかりします。各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継

続調査とすることに決しました。

---

○議長（三好 晋也君） おはかりします。本定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本定例会はこれをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和4年第2回江府町議会3月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前11時02分閉会

---